

## 仕様書

### 1 業務名

北海道・札幌 2030 オリンピック・パラリンピック冬季競技大会招致理解促進動画制作業務

### 2 業務期間

契約締結日から 2023 年 8 月 31 日（木）まで

### 3 業務目的

本業務は、「北海道・札幌 2030 オリンピック・パラリンピック冬季競技大会概要（案）更新版」（以下「大会概要案更新版」という。）や大会運営見直し案の中間報告の概要（以下「中間報告」という。）の理解促進用ツールとして用いる動画を制作するものである。

### 4 業務内容

#### (1) 業務全般

- ア 受託者は、契約締結後、事業の実施内容や推進体制、スケジュール等を記載した事業計画書を速やかに作成し、委託者の承認を得ること。また、事業の進捗状況は綿密に報告すること。
- イ 制作する動画は、委託者より提供する絵コンテとVコンテ、映像/画像素材をもとに作成すること。なお、校正回数は各動画5回程度とする。
- ウ インフォグラフィックでの表現部分については、コンテと合わせて提供する素材を必要に応じて加工して対応すること。
- エ 受託者は、制作における必要な人員、スタジオ、機材等を確保すること。なお、撮影や編集に係る一切の経費（機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、コーディネート費、飲食費、各種データ費等）は、すべて事業費に含むものとする。
- オ 絵コンテ制作者の意図や完成動画のイメージを共有するため、絵コンテ制作者と3回程度打ち合わせを行う。なお、打合せ時期については、契約締結後、別途協議の上、決定することとする。

#### (2) 動画制作

##### ア 制作動画の内容

- (ア) 受託者は、委託者が提供する絵コンテとVコンテ、映像/画像素材をもとに下表のNo.1～3の動画を制作すること。

No.	テーマ及び動画種類	想定される動画の活用シーン	時間	制作数
1	大会開催意義（イメージ動画）	●市民対話事業 （出前講座やシンポジウムなどを想定） ●札幌市や関係団体の SNS ●札幌市公式 HP	1分程度	1本
2	市民が抱く不安や懸念と見直し案（解説動画）		5分程度	1本
3	No. 2のダイジェスト動画 ※3問程度抜粋したものを想定		1分程度	1本

## イ 動画制作における注意点

(ア) 上記No.1～3の動画と調和するBGMや音響効果を使用すること。なお、使用するBGM等は、著作権許諾処理を完了し、本動画の再生において無期限使用が可能なものとする。

(イ) カラーユニバーサルデザインへの配慮すること。

参考：広報物等制作時にかかる色の配慮について

(札幌市公式ホームページ：<https://www.city.sapporo.jp/koho/color/>)

(ウ) アンブッシュマーケティングの禁止

受託者の商品やサービスとオリンピックムーブメントとを関連付けてはならず、そのように受け取られるおそれのある行為をしてはならない。また、本契約締結の事実について広告・宣伝の目的をもって公表してはならない。

※ アンブッシュマーケティングとは、故意であるか否かを問わず、団体や個人が、IOCの許諾なしに、オリンピック競技大会の知的財産（オリンピックのシンボル、大会エンブレム、大会名称等）の使用やイメージの流用をすることを指す。

ウ 委託者より提供する絵コンテ、Vコンテ等の規格は以下のとおり。

提供素材等	規格
絵コンテ	Word または PowerPoint または Excel 形式
Vコンテ	WMV または MP4 形式
インフォグラフィック	Adobe Illustrator 形式
画像データ	JPEG 形式
映像データ	WMV または MP4 形式

## 5 納品物

(1) 指定された納品期限までに、以下のア、イを納品すること。

	納品物	納品方法
ア	マスターデータ (圧縮前のデータ)	大容量ファイル転送サービス等を用いて各データをメールにて納品すること。
イ	電子データ (YouTube への投稿用に書き出した圧縮データ)	

(2) 納品するデータの規格は次のとおりとする。

- ✓ 解像度：4K 以上
- ✓ 画面の縦横比：16:9
- ✓ フレームレート：60fps
- ✓ データ形式：MOV 形式ファイルおよび MP4 形式ファイルの 2 形式

## 6 納品期限・納品までのスケジュール

- (1) 上記5ア、イについて、以下の No. 1～3それぞれについて下記の期限で納品すること。

No.	テーマ	初稿提出	納期限
1	大会開催意義（イメージ動画）	7月21日（金）	8月10日（木）
2	市民が抱く不安や懸念と見直し案（解説動画）	8月1日（火）	8月21日（月）
3	No. 2のダイジェスト動画	8月23日（水）	8月31日（木）

- (2) スケジュール

下記のとおり納品までのスケジュールを想定している。

なお、下記スケジュールはあくまで予定であり、委託者と受託者で協議のうえ、柔軟に対応することを基本とするが、7月29日（土）から実施予定の市民対話事業で可能な限り活用できるよう、委託者から原稿の修正、変更等の指示があった場合は速やかに対応すること。

作業内容	動画 No. 1 大会開催意義（イメージ動画）	動画 No. 2 市民が抱く不安や懸念と見直し案 （解説動画）	動画 No. 3 No. 2のダイジェスト動画
絵コンテ提供	契約締結後速やかに		
初稿提出	7月21日（金）	8月1日（火）	8月23日（水）
初稿戻し	7月24日（月）	8月3日（木）	8月25日（金）
第二稿提出	7月26日（水）	8月7日（月）	—
第二稿戻し	7月27日（木）	8月8日（火）	—
第三稿提出	7月31日（月）	8月10日（木）	—
第三稿戻し	8月1日（火）	8月14日（月）	—
第四稿提出	8月3日（木）	8月15日（火）	—
第四稿戻し	8月4日（金）	8月16日（水）	—
最終稿提出	8月7日（月）	8月17日（木）	8月29日（火）
戻し	8月8日（火）	8月18日（金）	8月30日（水）
納品	8月10日（木）	8月21日（月）	8月31日（木）

## 7 著作権等の取扱

- (1) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する著作権者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- (3) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

## 8 環境への配慮

- (1) 本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
  - ア 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
  - イ ごみ減量及びリサイクルに努めること。
  - ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
  - エ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
  - オ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

## 9 その他の特記事項

- (1) この業務の履行に当たり、疑義が生じた場合は、委託者および受託者双方の協議により処理する。
- (2) この業務の履行に当たり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (3) この業務の履行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。
- (4) 委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (5) 受託者は、委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。但し、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (6) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、本委託事業を第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、委託者と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、委託者と別途協議のうえ、処理すること。

## 10 業務担当

札幌市中央区北2条西1丁目 ORE 札幌ビル9階

スポーツ局招致推進部プロジェクト担当課 Tel : 211-3042 担当 : 宮川・三宅